


第二地銀協統一団信（高度障がい付）の概要

団体信用生命保険

加入対象者	住宅ローン等債務者
加入年齢	加入日時点において満年齢で15歳以上71歳未満
保険金額の上限	1億円 ●第二地銀協統一団信（高度障がい・三大疾病特約付）との通算で1億円以内となります。 （各取扱銀行からの借入分の債務残高合計）
保障開始日	「融資実行日」または「引受生命保険会社にご加入を承諾した日」のいずれか遅い日
保障内容 (保険金額)	死亡されたとき、所定の高度障がい状態 ^(*1) に該当されたときの住宅ローン等債務残高相当額 ^(*2) (*1)高度障がい保険金の支払対象となる所定の高度障がい状態 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (*2)所定の範囲を超える利息等はお支払いの対象となりません。 ●保険金のお支払いに際しては所定の免責事項がありますのでご注意ください。 ●死亡保険金・高度障がい保険金のうち、いずれかの保険金をお支払いした場合には、以後その他の保険金をお支払いできません。

(注1) この保険は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行(取扱銀行)を保険金受取人、取扱銀行の住宅ローン等債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に所定の支払事由に該当された場合に、取扱銀行が生命保険会社から受取る保険金を被保険者の住宅ローン等債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

(注2) ご加入・保障内容(保険金をお支払いできない場合を含む)等の詳細につきましては、「加入申込書兼告知書」に添付の『ご加入にあたって(「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて」および「正しく告知いただくために」)』を必ずご確認ください。なお、加入申込時には「加入申込書兼告知書」のご提出にあたって」をご使用のうえ、チェックをお願いします。

 **ご加入を希望される方は、取扱銀行に当保険の詳細についてお問合せのうえ、加入申込時の重要事項説明を十分にご確認ください！**

一般社団法人 第二地方銀行協会

団体信用生命保険契約の詳細内容および加入手続きについては取扱銀行の窓口まで、当保険の取扱銀行については第二地方銀行協会(TEL: 03-3262-2181(代表))までお問合せください。

<引受生命保険会社> (2022.10.1現在)

(事務幹事会社) 日本生命保険相互会社

明治安田生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、大樹生命保険株式会社、SOMPOひまわり生命保険株式会社、第一生命保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、大同生命保険株式会社、太陽生命保険株式会社、メットライフ生命保険株式会社、アクサ生命保険株式会社、オリックス生命保険株式会社

《「障がい」の表記》当ご案内では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本生命保険相互会社 金融法人第二部

日本一団信-2022-707-12981-T(R5.3.7)

八大疾病特約付 統一団体信用生命保険制度

住宅ローン返済中の大きなリスクに備えます。



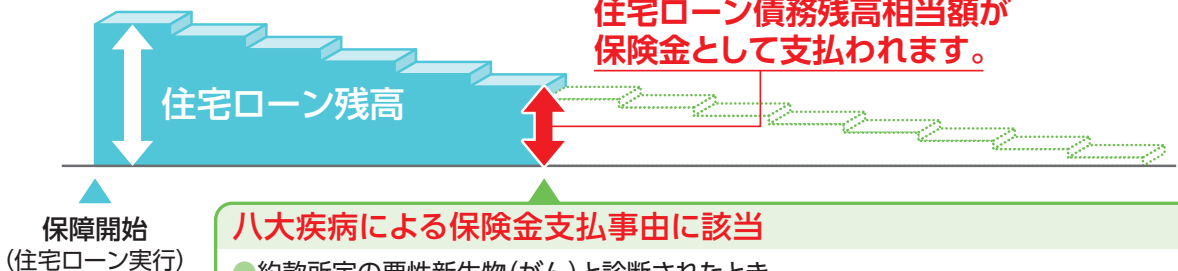
本制度(第二地銀協 八大疾病特約付統一団体信用生命保険制度)は、三井住友海上あいおい生命保険株式会社の**がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約付き団体信用生命保険**(以下、八大疾病団信)を活用した団体保険制度です。

次ページの「保障内容」を、あわせてご確認ください。

この保険の イメージ

死亡・高度障害保障に加え、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)により約款所定のお支払事由に該当されたときまたは余命が6ヶ月以内と判断されるときに、住宅ローン債務残高相当額が保険金として支払われます。

当初住宅ローン返済期間



**住宅ローン債務残高相当額が
保険金として支払われます。**

八大疾病による保険金支払事由に該当

- 約款所定の悪性新生物(がん)と診断されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、60日以上約款所定の状態が継続したと診断されたときまたは、その治療を目的として約款所定の手術を受けたとき
- 重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)により、その入院日数が継続して180日以上となる時

リビング・ニーズ特約の支払事由に該当

- 余命が6ヶ月以内と判断されるとき

第二地銀協 八大疾病特約付統一団体信用生命保険制度(八大疾病団信)の概要

加入対象者	住宅ローン債務者 ※過去に悪性新生物(がん)の診断を受けた方は八大疾病団信にご加入いただけません。
加入年齢	加入日現在において満年齢で 18歳以上51歳未満
保険金額の上限	1億円 (八大疾病団信に複数加入の場合、通算で1億円) ※八大疾病団信に既に加入(*)されている場合、並びに今回のお借入れと同時期に加入(*)を予定されている場合には、その金額を含みます。 (*)今回の取扱銀行以外の会員行分を含みます。 ※融資金額(保険金額)が5,000万円超となる場合には、八大疾病団信専用の「健康診断結果証明書」が必要になります。
責任開始日	引受保険会社がお申込を承諾した場合、融資実行日または引受保険会社がお加入を承諾した日のいずれか遅い日を責任開始日とします。
保障内容	<p>死亡、高度障害または八大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎))により約款所定のお支払事由(*1)に該当したときまたは余命が6ヶ月以内と判断されるとき(リビング・ニーズ特約)(*2)の住宅ローン債務残高相当額(*3)</p> <p>(*1)保険金お支払事由の概要</p> <ul style="list-style-type: none">●責任開始日以後、保険期間中に約款所定の悪性新生物(がん)に初めて罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)等により診断確定されたとき。約款所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がんや、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、責任開始日より前に約款所定の悪性新生物(がん)と診断確定されていた場合や、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された約款所定の悪性新生物(がん)および当該悪性新生物(がん)の再発・転移等はお支払いの対象とはなりません。●責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上約款所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき。または、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において約款所定の手術を受けたとき。●責任開始日以後に発病した約款所定の重度疾病(糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎)を直接の原因とする保険期間中の入院であり、その入院日数が継続して180日以上となるとき。 <p>(*2)保険期間中に被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されるとき(医師が記入した診断書や請求書類に基づいて保険会社が判断します。)</p> <p>(*3)規約・協定等で定める所定の範囲を超える利息等はお支払いの対象となりません。</p> <p>※保険金のお支払いに際しては約款所定の免責事項がありますのでご注意ください。 ※住宅ローンを分割して借入された場合は、分割融資実行分ごとに保障を開始します。 ※死亡保険金、高度障害保険金、がん診断保険金、急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金、重度疾病長期入院時保障保険金およびリビング・ニーズ特約保険金のうちいずれかの保険金をお支払いした場合には、保障は終了し以後その他の保険金をお支払いできません。</p>

(注1)この保険(八大疾病団信)は、一般社団法人第二地方銀行協会を保険契約者、同協会会員行(取扱銀行)を保険金受取人、取扱銀行の住宅ローン債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に約款所定のお支払事由等に該当した場合に、取扱銀行が生命保険会社から受取る保険金をもって、被保険者の住宅ローン債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

(注2)ご加入・保障内容(保険金をお支払いできない場合を含む)等の詳細につきましては、「申込書兼告知書」に添付の『被保険者のしおり(「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱いについて)』、『申込書兼告知書』の『ご記入いただく前に必ずお読みください』を必ずご確認ください。

**ご加入を希望される方は、取扱銀行にこの保険の詳細についてお問合せのうえ、
加入申込時の重要事項説明を十分にご確認ください!**

一般社団法人 第二地方銀行協会

団体信用生命保険契約の詳細内容および加入手続きについては取扱銀行の窓口まで、当商品の取扱銀行については第二地方銀行協会(TEL:03-3262-2181(代表))までお問合せください。

引受保険会社(R4.4.1現在)

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

2021-G-9112(2022.4.1)